

学校いじめ防止基本方針

箕面市立西小学校

2022年3月

◆ も く じ ◆

I	いじめに関する基本的な考え方	2
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
II	未然防止	3
1	子どもや学級の様子を知る	3
2	豊かな学びの実現	4
3	互いに認めあい、支えあい、助けあう仲間づくり	4
4	命や人権を尊重し豊かな心を育てる	4
5	保護者や地域の方への働きかけ	5
6	情報モラルに関する取り組みの充実	5
7	校内いじめ対策委員会の常設	5
III	早期発見	6
1	早期発見のためのポイント	6
2	いじめ発見のための手立て	6
3	相談しやすい環境づくりをすすめる	7
4	地域の協力を得る	7
IV	早期対応	8
1	いじめ対応の基本的な流れ	8
2	いじめ対応の留意事項	9
V	ネット上のいじめへの対応	10
1	ネット上のいじめ	10
2	未然防止	11
3	早期発見・早期対応	11
VI	いじめに取り組む体制	12
1	いじめに取り組む体制の整備	12
2	重大事態への対応	12
3	年間を見通したいじめ指導計画の整備について	15

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。

（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

また、障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた子どもが謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（「箕面市いじめ防止基本方針」から）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」から)

2 いじめの防止等の対策に関する基本認識

いじめには様々な特質があるが、箕面市、教育委員会及び学校は、以下の①～⑧をいじめに対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめへの取り組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努める。

II 未然防止

いじめにおいて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

1 子どもや学級・学年の様子の共有

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。学級担任だけでなく、専科担当、支援学級担当、介助員など子どもたちと関わるあらゆる職員が、子どもたちや学級の様子を知り、気づけるよう心掛ける。

② 実態把握の方法

児童に関わるあらゆる職員の気づきからの聞き取りや、保護者・本人からの訴えによりいじめの実態を把握する。また、箕面子どもステップアップ調査の生活調査やいじめアンケートの結果を有効に活用し、いじめに関する質問に気になる答えをしている児童に聞き取りを行い、いじめの実態把握を行う。

③ いじめの相談窓口

保護者や児童からのいじめの相談窓口は、学級担任はもちろん、そのほかにも生活指導担当、SC、養護教諭などがある。児童への周知は各学期の始業式に行う。また、保護者への周知は学校便りやカウンセラー便りを通して実施する。

2 豊かな学びの実現

「箕面の授業の基本」をもとに、すべての子どもが授業に参加し、主体的に学ぶ姿勢を持つよう「授業のユニバーサルデザイン化」を進める。

3 互いに認めあい、支えあい、助けあう仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

② 心の通いあう教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向きあう時間を確保し、心の通いあう学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認めあう仲間づくりをする。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

1年生を迎える会や6年生を送る会、児童会まつり、委員会行事などでの異学年交流や、運動会・委員会・地区児童会などでの児童の主体的な取り組みをとおして、お互いに認めあい、高めあう関係を築く。

4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

① 人権教育の充実

一人ひとりが集団の中に生かされ、共に支えあい、共に育ちあう仲間づくりを行う。また、すべての教育活動の中で、人権教育の実践に努める。

② 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で子どもたちが、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省みることは、いじめの抑止につながると考えられる。今後も、児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていく。また、道徳の授業だけでなく、すべての教育活動を通して、いじめを許さないという心や意識の育成に努める。

③ 体験学習の充実

子どもたちは他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

教科での体験学習や校外学習、社会見学、聞き取り活動など、地域と連携しながら、発達段階に応じた教育活動を取り入れる。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

人間関係づくりを中心とした授業の中でのグループタイム等の活動を通して、子どもたちが他者の考えや気持ちを尊重し、共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、豊かな人間関係を築くための活動を取り入れる。

5 保護者や地域の方への働きかけ

P T A活動や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

① 授業参観等において保護者や地域の方に人権学習の授業を公開する。

② 保護者や地域の方を授業のゲストティーチャーとして招き、話を聞いたり、一緒に体験したりする。

③ 学校だよりや学年だより等を通して、いじめ防止への取り組みについて保護者に周知する。子どもたちの様子（元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物の紛失など）の変化に現れる「いじめのサイン」の家庭と学校との情報共有に努める。

④ 本方針については、学校ホームページに掲載し、広く学校の内外に周知する。

6 情報モラルに関する取り組みの充実

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラルに関する授業を発達段階に応じて実施していく。また、学校だより、学年だより等で保護者に対して子どもを取り巻く情報モラルに関する理解を深めるための啓発を行っていく。

7 校内いじめ対策委員会の常設

本校では管理職、生徒指導、養護教諭、栄養教諭、通級担当、支援学級担当代表で実施される「支援コーディネーター会議」を「校内いじめ対策委員会」と位置づけ、週に一回校内の様子、学級の様子、対応中のトラブルの様子などの情報を共有し、今後の方針を立てていく組織を常設する。また、月に一回SC・SSWも参加し助言を行う。

Ⅲ 早期発見

いじめを早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

さらに、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 早期発見のためのポイント

- ①どのクラスにもいじめにつながる人間関係が起こりうることへの知識と理解。
- ②いじめが起こりやすい人間関係、グループ内人間関係を把握・理解。
- ③いじめが発生すれば、必ずシグナルが出る。子どもの変化（遅刻、不登校や登校しぶり、学習意欲や成績の変化、顔色、顔つき、表情、おどおど感、不安げな表情、落ち着きのなさ、感情に波がある、リストカット等の自傷行為をするなど）への気づき。
- ④子どもの訴え、周囲の友人からの情報が入ってきたときに慎重な対応をする。子どもの表面的な反応（曖昧な回答や、いじめはないとの回答だけ）に惑わされないことが大切。
- ⑤相談しやすい関係づくり、普段からのコミュニケーションの大切さ。

2 いじめ発見のための手立て

いじめの早期発見のためには、子どもの些細な変化に気づく力を高め、疑問に思ったら迷うことなく、個人面談および情報収集を行う。より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 教職員間の情報共有 ～スピーディーな報連相～

（個別の指導計画、授業公開、実態報告、交換授業、専科授業、休み時間など）

疑問に思った関係や言葉遣い等の問題を軽視せず、すぐに学年・管理職・生指・支援担・などに報告をする。正確な実態把握からいじめ情報のキャッチにつなげていく。

④ 教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の積極的な声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。相談室を設けて、いつでも気軽に相談できる体制を整備する。

⑤ いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～

ステップアップ調査等、定期的に実態を把握するアンケートを実施する。把握した情報をもとに担任や生指が聞き取りや指導を行う。

⑥ 校内いじめ対策委員会(臨時) ～いじめ問題にはチームで取り組む～

いじめを発見した場合には、臨時の「校内いじめ対策委員会」を発足する。常設の委員会に加えて関係児童の学級担任や学年主任、支援学級担任、SSW、SCなどでいじめに対する今後の方策を検討し、実施していく。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらはいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意が必要である。報告したことで立場が悪化し、教職員への不信感を生んだり、その後情報が入らなくなったり、いじめが潜在化したりすることがないように配慮する。

① 本人からの訴えには

- 心身の安全を保障するため、「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という教職員の姿勢を日頃から伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努める。

- 事実関係や気持ちを傾聴する。

*事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

- 「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを約束し、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から子どもの活躍や様子、気になるところ等、こまめに発信する。

- 子どもの苦手なところや課題だけを一方的に指摘されると、保護者はしつけや子育てについて、否定されたと感じる。ともに考えていくという視点を大切に保護者と連携する。

4 地域の協力を得る

青少年指導センターや西小校区青少年を守る会などと、学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域ネットワークづくりを行う。いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、学校ボランティア、NSSスタッフ、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、子どもたちに気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう体制づくりに努める。

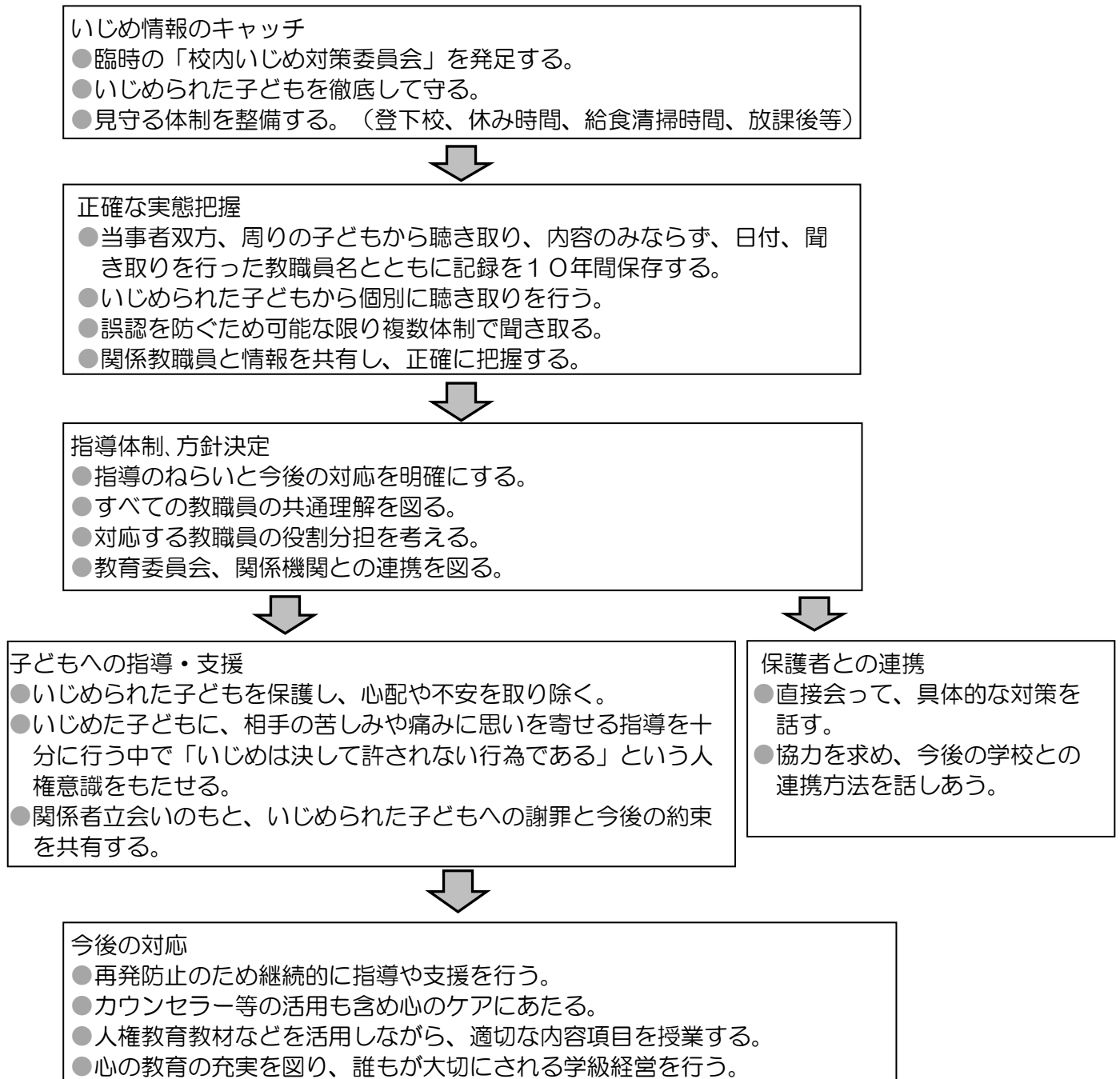
IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

いじめ（その疑いがある場合を含む）を理由にして児童が欠席した場合、教職員は校長等への報告を行い、7日以上連続したときは、学校が教育委員会へ報告を行う。

子どもの個人情報の取扱いには十分注意する。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ対応の留意事項

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを教職員が受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- スクールカウンセラー等と連携して、心理面でのサポートを行う。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。
- 学校の事案に対する対応方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景も考慮して指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な客観的事実を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てや、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、被害者のための勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話しあい、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 人権教育教材などを活用しながら、適切な内容項目を授業する。
- 教育相談、日記、手紙などでいじめられた子ども・いじめた子どもに積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために、指導計画

を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

- 保護者と継続的に連絡を取り、再発がないか、様子の変化はないか、別のいじめが起きていないかを確認し、対応していく。
- いじめ解消に向けての取り組みで作成した資料等は、記録として残し10年間保存する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて専門家の助言を得ながら最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、未然防止には、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。

また、早期発見には、SNS等を見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、いじめ内容を迅速に把握し、書き込み内容・画像等の記録を残すと同時に、書き込み内容・画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ等の迅速な対応を図る。また、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめ

パソコンや携帯電話等を利用して、SNS等を利用するなどの方法により、いじめを行うもの。

＜特殊性による危険＞

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォン等で撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでもどこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えたいこと

＜未然防止の観点から＞

- 子どもたちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特にスマートフォン等を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること
- ② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント
インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえ指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、いじめられた子どもの自死だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応

- ① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - まず、可能な限り書き込みや画像等の記録をとる。その後、削除など具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。
- ② 書き込みや画像等の削除に向けて
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

- ③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「「出会い系被害」などがあること。

VI いじめに取り組む体制

1 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。学校においては、いじめへの組織

的な取組みを推進するため、いじめに特化した「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し、「校内いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、学校が定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開する。

校内いじめ対策委員会の設置について

● 構成員

校長、教頭、コーディネーター（生徒指導担当・養護教諭・通級教室担当・支援コーディネーター）、担任、学年団、SC、SSW

※ 重大事態が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ、専門的な知識等を持つ第三者を含める。

2 重大事態への対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余

重大事態の意味について

● 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自死を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 など

● 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

● 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった際には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

調査について

1. 調査を行う組織

① 学校が主体となって調査を行う場合は、常設の「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会は学校に対して必要な指導や人的配置なども含めた適切な支援を行う。

② いじめの重大事態であると判断する前の段階で、法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行ったりすることで重大事態の調査とする場合もある。また、同項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」を立ち上げた調査を行わない場合がある。

調査について（続き）

2. 事実関係を明確にするための調査

①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

②いじめられた子どもからの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた子どもから十分に聞き取る。
- ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた子どもや情報提供者に二次被害が及ばないように留意する。
- ・いじめた子どもに対しては、調査による事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた子どもに対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が、積極的に指導・支援し、関係機関と適切に連携するなど、対応にあたる。

③いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合（入院又は死亡した場合）

- ・いじめられた子どもの保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

3. 調査結果を報告する際の留意事項

○他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

○質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

3 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に指導計画を立て、学校全体でいじめに取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

